

# 避難行動要支援者(兼)

## 個別避難計画 登録制度のご案内

### 個別避難計画とは

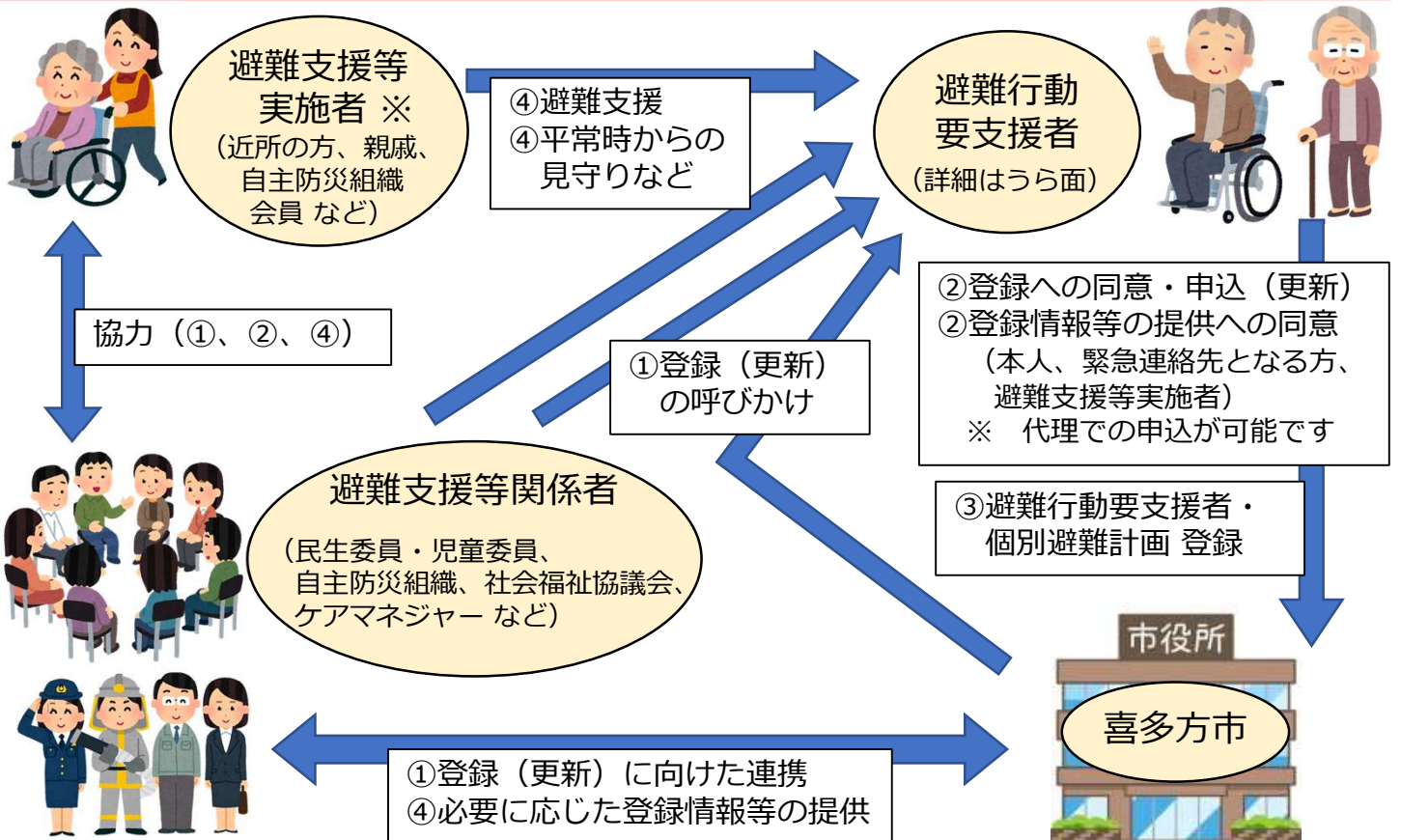
災害対策基本法に基づき、災害発生時や災害発生のおそれがあるときに、高齢の方や障がいのある方など避難に支援が必要な方（「避難行動要支援者」）一人ひとりに合わせて、

「誰が支援して」、「どこへ避難するか」、  
「避難するときにどのような支援が必要なのか」

などを記載した計画です。個別避難計画をあらかじめ作成・登録しておき、避難支援に関わる関係者と登録情報を共有することで、普段の見守りや災害時の支援など、地域の助け合い（共助）の力を高めることを目的としています。



### 避難行動要支援者への支援のイメージ



※「避難等支援実施者」として登録いただいた方自身やそのご家族に危険が及ぶ場合にまで、避難支援を行う法的義務（責任）を負うものではなく、確実な避難支援や安全を保障するものではありませんのでご了承ください。

**災害や緊急時に対する日ごろの備え（備蓄、家具の転倒防止策、火災警報器や感震ブレーカーの設置など）の充実化や、地域内での支え合い、助け合いの関係づくりを目指しましょう**

うら面へ

## 対象となる方（喜多方市における避難行動要支援者の範囲）

次の区分のいずれかに該当する方。ただし、社会福祉施設等へ入所している方や、医療機関等へ長期入院している方など自宅以外の場所に居住している方は除きます。

区分		市の担当窓口（電話番号）	
		本庁	各総合支所（住民課）
1	要介護認定3～5を受けている方 ※2～5のいずれかと重複有りも含む	高齢福祉課 (0241-24-5230)	熱塩加納 (0241-36-2113)
2	身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみでの該当者を除く）	社会福祉課 (0241-24-5276)	塩川 (0241-27-2153)
3	療育手帳Aを所持する知的障がい者		山都 (0241-38-3821)
4	精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方		高郷 (0241-44-2113)
5	市の生活支援を受けている難病患者	保健課 (0241-24-5223)	
6	上記1から5に該当しないものの登録を希望する方	高齢福祉課 (0241-24-5230)	

## 平常時から登録情報等を提供することがある避難支援等関係者

- 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
- 喜多方警察署
- 喜多方市民生委員・児童委員
- 喜多方市社会福祉協議会
- 喜多方市地域包括支援センター
- 喜多方市消防団
- 自主防災組織又はそれに類する組織
- 居宅介護（予防）支援事業所
- 関係医療機関 など

登録していただいた個人情報等は、災害時の避難支援や日常生活の見守り等に使用するものであり、それ以外の用途に使用することはありません。

なお、緊急的に生命又は身体を災害から保護するために必要な限度で、同意の有無にかかわらず避難支援等関係者へ情報提供することがあります。

## 登録（更新）方法

登録（更新）を希望する方は、**登録申出書**及び**登録情報等提供同意書**（市のホームページからDL可）に必要な事項を記入し、上記の担当窓口までご提出ください。

また、登録した情報に変更（住所や要介護度の変更など）があった場合も、緊急の際の支援に結びつくよう、更新する情報を記入した登録申出書の提出をお願いします。

なお、「避難支援等実施者」が確保できなくても、それ以外の必要事項を記入した登録申出書を提出すれば、「避難行動要支援者名簿」として登録できますので、積極的な登録をお願いします。

## これまでの緊急時要援護者登録制度との関係について

本制度はこれまでの緊急時要援護者登録制度の後継制度です。

令和8年3月31日以前に緊急時要援護者登録制度に登録済みの場合は、本制度に登録したものと取り扱わせていただきますが、登録情報等を平常時から提供可能な場合については、新たに上記の登録情報等提供同意書の提出をお願いします。